

被扶養者異動[減]申請書 添付書類一覧

必要添付書類		取得先	注意事項
就職	新たに資格を取得した日がわかるもの *	お手元	新たな健保の加入日を確認しております。 ご用意できない場合は、雇用契約書など就職や社会保険に加入された日がわかる書類をお願いします。
社会保険加入			
雇用保険受給開始	雇用保険受給資格者証の1面とその裏面のコピー	お手元	60歳未満は月額3,612円以上、60歳以上または障害年金を受給者は月額5,000円以上か また、受給を開始した日を確認しております。
契約変更	就業時間や時給の変更 いずれか一方 月額が超過し始めた月とその前の月の給与明細のコピー 雇用契約書のコピー	お手元	給与明細では「月額が増え始めた月」と前の月が限度内だったことを確認します。 年間の収入 (給与の総支給額、年金など)が、60歳未満は130万円以上、 60歳以上または障害年金を受給されている方は180万円以上 月額の収入 (非課税交通費を含む金額)が、60歳未満は108,334円以上、 60歳以上または障害年金を受給されている方は、150,000円以上の場合
収入限度額超過 ※1	就業開始時から超過	雇用契約書のコピー	● 新しく事業を始めた :開業届(開業日=除外日を確認しております。) ● 不動産を遺産相続し毎月家賃収入がある :家賃が発生した月がわかる書類など
	月額限度額が超過	月額が超過し始めた月とその前の月の給与明細のコピー	
	給与収入者でない	ご質問は事業所の社会保険担当経由で健保へお問合せ下さい。 ●	
結婚	婚姻及び離婚の日を公的に証明する書類のコピー	市区町村	公的に証明された日付を確認しております。
離婚	例:婚姻受理証明書のコピー、離婚受理証明書のコピー		
扶養者の交代	離婚に伴う扶養交代で 被扶養者が18歳未満	子の親権者、親権異動日を公的に証明する書類のコピー 例:離婚受理証明のコピーまたは戸籍謄本のコピー	市区町村
	離婚に伴う扶養交代で 被扶養者が18歳以上	扶養しなくなった日がわかるもの 例:被保険者と一緒に住んでいないことがわかる書類 新たに資格を取得した日がわかるもの *	
	収入逆転に伴う扶養交代	新たに資格を取得した日がわかるもの *	お手元
	その他	ご質問は事業所の社会保険担当経由で健保へお問合せ下さい。	
その他	ご質問は事業所の社会保険担当経由で健保へお問合せ下さい。		

* 新たに資格を取得した日がわかるものとは(・資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータル画面など) また、R6.12.1以前に資格を取得し保険証が手元にある方は保険証のコピー

※1 収入限度額超過の方の除外日決定方法について以下2つの基準で除外日を決定します。但し、2か所以上から収入を得ている場合は、勤怠把握期間(給与締め日)ではなく超えた月の1日より除外とします。

① 3か月連続で超えた最初の日
例:毎月15日締め、当月25日払い
⇒3-5月の給与が以下の月額限度額を超えた場合、2/16が除外日
(2/16-3/15締め、3月25日払いのため)

② ①に該当しない場合) 3か月平均で超えた最初の日
例:毎月15日締め、当月25日払い
⇒4-6月の平均が以下の月額限度額を超えた場合、3/16が除外日
(3/16-4/15締め、4月25日払いのため)

月額限度額超過とは、【60歳未満の方】ひと月当たりの収入額が108,334円以上、【60歳以上または障害年金を受給されている方】ひと月当たりの収入額が150,000円以上

なお、状況に応じ、上記以外の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。